令和6年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料 (11 月 25 日 提 案 分)

神 奈 川 県

	ページ
1	令和6年第3回神奈川県議会定例会(11月25日提案分)提出議案件数調1
2	令和6年度11月補正予算会計別集計表 · · · · · · 1
(1) 令和6年度神奈川県一般会計11月補正予算局別財源調書 2
(2) 令和6年度神奈川県特別会計11月補正予算会計別財源調書 2
3	令和6年度一般会計11月補正予算地方債について・・・・・・3
4	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法
	人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】
5	神奈川県条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例の概要【政策局】 6
6	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【政策局】 ・・・・・・・ 7
7	令和6年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【総務局関係】 9
8	任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】 ・・・・・・・10
9	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】・・・・・・・・11
10	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【総務局】・・・・・・・・・14
11	当せん金付証票の発売の概要【総務局】・・・・・・・・・16
12	動産の取得の内容【くらし安全防災局】 ・・・・・・・・・17
13	令和6年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】18
14	令和6年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算債務負担行為について
	【環境農政局関係】 · · · · · · · · · · · · · · · · 20
15	神奈川県こども目線の施策推進条例の概要【福祉子どもみらい局】・・・・・・・21
16	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
	概要【福祉子どもみらい局】 ・・・・・・・・・・・・23
17	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概
	要【福祉子どもみらい局】 24
18	令和6年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【健康医療局関係】25
19	神奈川県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の概要
	【健康医療局】 · · · · · · · · · · · · · · · · · 26
20	平塚保健福祉事務所奉野センター新築工事(建築-第1 T区) 請負契約変更の内

容【健康医療局】 …………………27

21 総合リハビリテーションセンターの指定管理者の指定の変更の概要【健康医療局】 ・・・・・28

22	地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標の概要【健康医療局】 ・・・・・・・・・ 29
23	令和6年度一般会計11月補正予算歳出の事業【産業労働局関係】 ・・・・・・・・・・・35
24	令和6年度一般会計11月補正予算継続費について【産業労働局関係】36
25	令和6年度11月補正予算公共事業等の内容【県土整備局関係】・・・・・・・・・・・37
26	令和6年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】・・・・・・・38
27	令和6年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局関係】 ・・・・・・・・・・・ 42
28	令和6年度県営住宅事業会計11月補正予算の内容【県土整備局関係】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
29	令和6年度県営住宅事業会計11月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】・・・・45
30	令和6年度県営住宅事業会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局関係】・・・・・46
31	宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
32	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】 ・・・・・・ 48
33	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
34	真鶴港の指定管理者の指定の概要【県土整備局】・・・・・・・・・50
35	訴訟の提起の概要【県土整備局】・・・・・・・・・・51
36	令和6年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】・・・・・・52
37	元野庭高校雨水地下貯留施設設置工事請負契約の内容【教育委員会】・・・・・・・ 53
38	令和6年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【警察本部関係】・・・・・・・54
39	令和6年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【警察本部関係】 55
40	神奈川県警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例の
	概要【警察本部】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
41	神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要【警察本部】 ・・・・・・・・ 57
42	神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例の概要【警察本部】・・・・・・ 58
43	令和6年度水道事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】・・・・・・59
44	令和6年度電気事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】・・・・・・・60
45	令和6年度酒匂川総合開発事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】・・61

1 令和6年第3回神奈川県議会定例会(11月25日提案分)提出議案件数調

(1) 予 算

	X	•	分	>		件	数	
-	_	般	会	計				1
#	特	別	会	計				2
1	企	業	会	計				3
	合	•	計	•				6

(2) 条例その他

	区		分		件	数
条	例	0)	制	定		1
条	例	の	改	正		1 5
エ	事請負	契 約	の締	結		1
工	事請負	契 約	の変	更		1
動	産	の	取	得		1
指	定管理	1 者	の指	定		1
指	定管理者	の指定	定の変	更		1
そ		の		他		3
	合		計			2 4

2 令和6年度11月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額		
一般会計	2, 121, 604, 905	44,000	2, 121, 648, 905		
特 別 会 計	2, 247, 137, 608	997, 274	2, 248, 134, 882		
企業会計	160, 320, 680		160, 320, 680		
合 計	4, 529, 063, 193	1, 041, 274	4, 530, 104, 467		

(参考) 前年度(令和5年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	11月補正額	合 計 額
一般会計	2, 295, 032, 282	15, 200	2, 295, 047, 482
特 別 会 計	2, 256, 178, 763	_	2, 256, 178, 763
企業会計	163, 885, 463	_	163, 885, 463
合 計	4, 715, 096, 508	15, 200	4, 715, 111, 708

(1) 令和6年度神奈川県一般会計11月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

					財	源	内	訳		\ 1 	1147
局別	予算額	国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一般財源	備考
産業労働昂	44, 000								39, 000	5, 000	
合 計	44, 000								39, 000		繰越金 5,000

(2) 令和6年度神奈川県特別会計11月補正予算会計別財源調書

(単位 千円)

						財	源	内	訳		(<u> </u>		1 3/
会 書	十 名	予算額	国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産収 入	繰入金	事収	業諸収入	県債	繰越金	備	考
県営事業	住宅計	997, 274	285, 053				27, 221			685, 000			
合	計	997, 274	285, 053				27, 221			685, 000			

3 令和6年度一般会計11月補正予算地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

	· 分		前年度末現在	当 該	年度中増減当該年度中		当 該 年 度 末 現在高見込額	
		現 在 高	高見込額		起債見込額	金償還見込額		
			(19,465,000)	補正前の額	77,802,000	(121,569,935) 128,757,378		
1	普通債	[1,134,415,320] 1,490,815,486	[1,083,820,146] 1,461,217,436	補 正 額	39,000	_	[1,059,556,211] 1,429,766,058	
		_,,		計	77,841,000	[121,569,935] 128,757,378		
			(85,000)	補正前の額	578,000	(2,637,841) 1,673,001		
	(1) 民生	(31,260,845) 35,786,968	(29,200,831) 35,195,565	補 正 額	_	_	(27,225,990) 34,185,564	
		33,100,300	33,133,303	計	578,000	[2,637,841] 1,673,001	34,103,304	
			(145,000)	補正前の額	1,155,000	1,673,001 (1,689,984) 969,257		
	(2) 衛生	[17,482,358]	[16,056,942]	補正額	1,133,000	303,231	[15,666,958]	
		19,860,259	19,304,813	計	1,155,000	[1,689,984]	19,635,556	
				補正前の額		969,257 [1,169,039]		
	(3) 労働	[6,212,456]	[5,476,646]	補 正 額	62,000	1,001,590	[4,369,607]	
	(-)) (-)	7,870,775	7,086,045	計		[1,169,039]	6,146,455	
				補正前の額	62,000	1,001,590 [7,062,118]		
	(4) 典 壮 水 卒	[59,150,198]	(843,000) (54,031,210)	補 正 額	2,726,000	8,711,075	[50,538,092]	
	(4) 農林水産	76,685,930	73,642,984		_	[7,062,118]	68,500,909	
				計	2,726,000	8,711,075 (80,842,259)		
		[722,491,982]	(14,413,000) (682,254,415)	補正前の額	49,528,000	90,556,339	(665,353,156) 935,759,369	
	(5) 土木	997,145,661	962,374,708	補 正 額	_	-		
				計	49,528,000	[80,842,259] 90,556,339		
			(596,000) [54,058,445] 65,032,415	補正前の額	3,702,000	(4,584,274) 2,908,031	[53,772,171] 66,422,384	
	(6) 警察	(53,919,883) 61,853,881		補 正 額	_	_		
				計	3,702,000	[4,584,274] 2,908,031		
			(2,622,000)	補正前の額	13,826,000	2,908,031 (11,939,616) 10,905,683		
	(7) 教育	(157,916,880) 184,643,843	[163,321,924]	補 正 額	-	-	[167,830,308]	
		164,645,645		計	13,826,000	[11,939,616] 10,905,683	199,805,559	
			(761,000)	補正前の額	6,225,000	[11,644,804] 12,032,402		
	(8) その他	[85,980,718]	[79,419,733]	補正額		12,032,402	[74,799,929]	
		106,968,169	104,317,664	計	39,000	[11,644,804]	99,310,262	
			(00.000)	補正前の額	6,264,000	12,032,402 [398,158]		
2	災害復旧債	[5,706,742]	(23,000) [5,456,370]	補 正 額	583,000	146,215	[5,664,212]	
	火日及旧 原	5,800,276	5,714,977	計	_	(398,158)	6,174,762	
				補正前の額	583,000	146,215 [180]		
	(1) WA 76		[2,820]		_	_	[2,640]	
	(1) 総務	3,000	3,000	補 正 額	_	[180]	3,000	
				計	_	[99,654]		
	(A) #11 + 11	[1,386,003]	(23,000) [1,370,093]	補正前の額	234,000	40,880	[1,527,439]	
	(2) 農林水産	1,470,027	1,501,136	補 正 額	_	[99,654]	1,717,256	
				計	234,000	40,880	80	
		[4.045.500]	[4,000,455]	補正前の額	349,000	(298,324) 105,335	(4,134,133) - 4,454,506	
	(3) 土木	[4,317,739] 4,327,249	[4,083,457] 4,210,841	補 正 額	-	_		
		, ,		計	349,000	[298,324] 105,335		

				址	章衣	年度中増減	見込み			
E	区 分	前前年度末		=	吵			当該年度末		
		現 在 高	高 見 込 額			起債見込額	金償還見込額	現在高見込額		
		千円	千円			千円	千円	千円		
				補正前0	り額	30,000,000	[164,607,585] 179,348,080			
3	その他	[2,043,888,795]	[1,941,933,039]	補正	額	30,000,000	173,340,000	[1,807,325,454]		
J	CVAIE	2,578,143,963	2,494,506,147		110	_	[164,607,585]	2,345,158,067		
				計		30,000,000	179.348.080			
				補正前の	り額		179,348,080 [13,088,933]			
	()))) () () () () () () () ([66,109,373]	[54,149,318]			_	28,230,375	[41,060,385]		
	(1) 減税補塡債	131,744,625	114,703,355	補正	額	_	ı	86,472,980		
		, ,	, ,	計			(13,088,933)	, ,		
				# *	N ##	_	28,230,375 [2,023,450]			
		(0.000.455)	(5,000,005)	補正前0	り観	_		(5.040.555)		
	(2) 臨時税収補塡債	[9,289,475] 18,395,000	[7,266,025] 18,395,000	補正	額	_	_	[5,242,575] 18,395,000		
		10,393,000	10,393,000	計			[2,023,450]	10,393,000		
						_	[8,384,702]			
				補正前0	り額	_	5,833,222			
	(3) 減収補塡債	[113,764,220]	[105,549,398]	補正	額			[97,164,696]		
	(9) (9) (1111)	116,405,099	110,060,877		H/N	_	- (8,384,702)	104,227,655		
				計		- 5.833.2				
				補正前の額		補正前の額		30,000,000	(140,616,548) 144,970,531	
	(4) 臨時財政対策債	[1,846,444,342]		補正	力石	30,000,000	144,970,001	[1,656,432,030]		
	(4) 臨时則以別來復	2,303,269,854	2,243,331,195		額	額	_	(140,010,540)	2,128,360,664	
				計		30,000,000	(140,616,548) 144,970,531			
				補正前の	の額	00,000,000				
						_	7,772			
	(5) 枠外債	47,537	40,052	補正	額	_	_	32,280		
			,	計			7 770	,		
				地工芸 の	り存む	_	7,772 [486,180]			
		(0.000.0:0)	(5.050.000)	補正前0		_	306,180	(7,000,:00)		
	(6) 調整債	(8,233,848) 8,281,848	(7,879,668) 7,975,668	補正	額	_	_	[7,393,488] 7,669,488		
		0,201,040	1,915,008	計			[486,180]	1,009,400		
						_	306,180 [286,575,678]			
			(19,488,000)	補正前0	り額	108.385.000	308,251,673			
合	計	[3,184,010,857]	[3,031,209,555]	補正	額			[2,872,545,877]		
_		4,074,759,725	3,961,438,560			39,000	[286.575.678]	3,781,098,887		
		7,077,700,720	0,301,400,000	計		108.424.000	308.251.673	0,701,030,007		

備考 1 ()内の金額は外書きで、次年度への繰越額を示す。 2 []は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

【議案(条例その他 その4) 定県第108号議案】

4 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営 利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、1法人を新たに加えるほか、3法人について、控除対象期間を更新するなど、所要の規定の整備を行う。(別表関係)

(3) 施行期日

令和7年1月1日。ただし、控除対象期間の更新以外については、公 布の日。

【議案(条例その他 その4) 定県第109号議案】

- 5 神奈川県条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例の概要
- (1) 改正の趣旨 神奈川県規則の公布に関し、知事の署名を廃止するため、所要の改正 を行うものである。
- (2) 改正の内容 神奈川県規則を公布する際の知事の署名について、条例の公布を準用 する規定を削除する。(第3条関係)
- (3) 施行期日 令和7年1月1日

6 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象 事務の追加等をするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 令和7年度の権限移譲に伴う改正「4項目]
 - (ア) 高圧ガス保安法に基づくコンビナート地域における高圧ガスの製造許可等を行う事務を横浜市及び川崎市に移譲するもの
 - (イ) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積 等促進計画の認可等を行う事務を横浜市、川崎市、相模原市、横 須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、厚木市、海老名市、座間市、 綾瀬市、大磯町、大井町及び松田町に移譲するもの
 - (ウ) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等に関する工事の許可等を行う事務を鎌倉市、藤沢市及び小田原市に移譲する もの
 - (エ) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等に関する工事の許可等に係る書類の受理及び送付の事務を茅ケ崎市、逗子市、三浦市、座間市、南足柄市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町に移譲するもの
- イ 高圧ガス保安法の一部改正に伴う改正 [1項目] 高圧ガス保安法の改正により、認定高度保安実施者から製造施設等 の変更の工事等に係る届出を受理する事務等が創設されたことに伴い、 相模原市へ移譲している事務を追加等するもの
- ウ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正に伴う改正 [1項目]

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正により、事業者から化学物質管理計画書を受理する事務等が創設されることなどに伴い、相模原市に移譲している事務を追加等するもの

エ 神奈川県海水浴場等に関する条例に基づく事務の変更に伴う改正 「1項目〕

立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証票について、川崎市において独自様式の作成を可能とするため、所要の規定の整備を行うもの

- オ 改正前の宅地造成等規制法に基づく経過措置期間の満了に伴う改正「2項目]
 - (ア) 改正前の宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可等を行う事務のうち、経過措置期間が満了となる事務を削除するとともに、事務が発生しなくなる秦野市を移譲対象市町村から削除するもの
 - (イ) 改正前の宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可等に係る書類の受理及び送付の事務のうち、経過措置期間が満了となる事務について所要の規定の整備を行うもの

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日。ただし、(2)ア(ア)及びイの一部については令和8年12月21日。

イ 経過措置

この条例の施行の際改正後の(2)ア(ア)及びイの項の左欄に掲げる事務に係る高圧ガス保安法の規定により知事がした処分その他の行為のうち、現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、当該市長のした処分その他の行為とみなす等、所要の経過措置を設ける。

【議案(予算 その3) 定県第101号議案】

7 令和6年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【総務局関係】

(単位 千円)

	款		項	事 業 名	金	額
2	総務費				Ş	7,000
		6	総務管理費		g	7,000
				本庁舎等維持運営費	g	7,000
	総	務	局計		9	7,000

【議案(条例その他 その4) 定県第111号議案】

- 8 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要
 - (1) 改正の趣旨

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定 に基づく任期付職員(以下「4条任期付職員」という。)の昇給に関し、 所要の改正を行うものである。

- (2) 改正の内容
 - ア 4条任期付職員の昇給の適用除外に関する規定を削除する。(第 8条第3項関係)
 - イ その他所要の規定の整備を行う。(第8条第4項関係)
- (3) 施行期日公布の日

【議案(条例その他 その4) 定県第112号議案】

- 9 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要
 - (1) 改正の趣旨

収入証紙の利用を終了する手数料について、収入証紙以外の方法による徴収とするなど、所要の改正を行うものである。

- (2) 改正の内容
 - ア 手数料の削除

運転免許関係手数料など、507件の手数料を削除する。(別表の2 手数料関係)

- イ 神奈川県手数料条例の一部改正に伴う手数料の名称の変更(別表の
 - 2 手数料の表13の項関係)
 - (7) 大麻草採取栽培者免許申請手数料
 - (4) 大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料
 - (ウ) 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料
- ウ 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部改正に伴う手数料の新設 及び名称の変更(別表の2 手数料の表31の項関係)
 - (ア) 手数料の新設
 - a 運転経歴情報記録手数料
 - b 特定免許情報記録手数料
 - (イ) 手数料名称の変更
 - a 免許証更新手数料
- エ 例外措置の規定

収入証紙による収入の方法により徴収することとされている使用料 及び手数料のうち、知事が特にやむを得ないと認めたものについては、 収入証紙以外の方法によることを認めるなど、規定の整備を行う。

- (3) 施行期日及び経過措置
 - ア 施行期日

令和7年4月1日。ただし、(2) エ及び(3) イ(7) については公布の日、(2) イ及び(3) イ(4) については令和7年3月1日、(2) ウについては令和7年3月24日。

- イ 経過措置
 - (ア) 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(令和6年神奈川県

条例第 号。(3)イ(4)において「手数料条例改正条例」という。) 附則第2項の規定により徴収する第一種大麻草採取栽培者免許申 請手数料は、(3)アに掲げる規定の施行の日前においても、(2)イ の規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の 表13の項の規定の例により、証紙による収入の方法により徴収す る。この場合において、同項中「神奈川県手数料条例第2条」と あるのは、「神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(令和6 年神奈川県条例第 号)附則第2項」とする。

- (イ) 手数料条例改正条例附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、(2)イの規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (ウ) 神奈川県警察運転免許センターにおいて処理する事務に係る第 2条の規定による改正前の収入証紙に関する条例別表の2 手数 料の表26の項に規定する運転適性検査手数料並びに31の項に規定 する認知機能検査員講習手数料、運転経歴証明書交付手数料、運 転経歴証明書再交付手数料、運転経歴情報記録手数料、運転免許 試験手数料、検査手数料、再試験手数料、免許証交付手数料、免 許証再交付手数料、特定免許情報記録手数料、免許証等更新手数 料、経由手数料、認知機能検査手数料、運転技能検査手数料、審 查手数料、技能検定員資格者証交付手数料、技能検定員審査手数 料、教習指導員資格者証交付手数料、教習指導員審査手数料、国 外運転免許証交付手数料、講習手数料及び通知手数料の徴収に係 る収入の方法については、令和7年7月31日までの間は、なお従 前の例による。
- (エ) この条例の施行の目前に証紙による収入の方法により徴収した (2)アの規定による改正前の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表に規定する手数料 ((2)アの規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表に規定する手数料を除く。以下この項及び(3)イ(オ)において「廃止手数料」という。)に係る証紙と知事が認めたものについては、令和8年3月31日までの間に限り、廃止手数料の納付のために使用することができる。
- (オ) 廃止手数料の納付のために販売された証紙と知事が認めたもの (消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除 く。)は、令和8年3月31日までに申請したときに限り、県に返 環して現金の環付を受けることができる。

(カ) (3)イ(オ)の規定により還付を受ける者(収入証紙に関する条例 第5条第1項に規定する販売者を除く。)については、同条例第 7条第2項の規定は、適用しない。 10 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

旅券法施行令の一部改正に伴い、一般旅券発給手数料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 旅券法施行令の一部改正に伴う改正

申請方法ごとに手数料の額を改定する。(別表の3 文化スポーツ 観光局関係)

イ 大麻取締法の一部改正に伴う改正

手数料の額及び名称について、規定の整備を行う。(別表の6 健 康医療局関係)

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に 伴う改正

申請手数料の新設など、規定の整備を行う。 (別表の8 県土整備 局関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日。ただし、県土整備局関係の表41の3の項(3)、44の項(3)、51の項(3)及び58の項(3)の改正規定並びに(3)イ(7)は公布の日、健康医療局関係の表8の項から10の項までの改正規定及び(3)イ(4)は令和7年3月1日、文化スポーツ観光局関係の表4の項の改正規定及び(3)イ(り)は令和7年3月24日。

イ 経過措置

(ア) 知事は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)附則第7条の規定に基づく同法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定の例による第一種大麻草採取栽培者の免許の申請があったときは、(3)アに掲げる規定の施行の日前においても、改正後の別表6 健康医療局関係の表8の項の規定の例により第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料を徴収する。この場合において、同項中「大麻草の栽培の規

制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく」とあるのは、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)附則第7条の規定に基づく同法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定の例による」とする。

- (イ) 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律 附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 2条の規定による改正前の大麻草の栽培の規制に関する法律第6 条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更 及び同法第7条第3項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許証 の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- (ウ) (3) アに掲げる規定の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料(改正後の別表の3 文化スポーツ観光局関係の表4の項に掲げるものに限る。)については、なお従前の例による。
- (エ) この条例の施行の際現に申請書等の受理をしているものに係る 手数料(改正後の別表の8 県土整備局関係の表49の項、51の項、 52の項、54の項から56の項まで及び58の項から61の項までに掲げ るものに限る。)については、なお従前の例による。

【議案(条例その他 その4) 定県第129号議案】

11 当せん金付証票の発売の概要

(1) 趣旨

令和7年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証票法第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの発売について議決を得たいので提案するものである。

(2) 発売総額

令和7年度における神奈川県分の宝くじの発売総額を250億円以内とする。

【議案(条例その他 その4) 定県第125号議案】

- 12 動産の取得の内容
 - (1) 品目及び数量 避難者用屋内テント5,000張
 - (2) 契 約 者 名佐川アドバンス株式会社代表取締役 田 辺 正 己
 - (3) 契約金額 1億3,200万円
 - (4) 納入期限 令和7年3月21日
 - (5) 契約の方法 一般競争入札

13 令和6年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項		限	度	額	区	分	期	間	金額		豆 の	財	源	内	訳
大野山乳牛育成牧 場費	文	0		手円 9,900	前 年 まで 0 (見 i	度 末 ひ支出 込)額			-	特定財	ı	支出	金債		千円 一 一
				3,300	以降ℓ	ラ支出	令和6 ~ 令和7	,	9,90	源 0—	-(の財源	他		_ 9,900
土地改良施設危険防止対策事業費	소				までの	度 末 つ支出 込)額			-	特定財	国庫県	支出	金債	ı	- 7,000
	尺	10,000			当 該 年 度 以降の支出		令和6年度 ~ 令和7年度		10,00	源	そ	が別	他	3,000	
県有林事業費					前 年 まで <i>0</i>	度 末 D 支出		十尺	_		国庫				
		5,445	5,445	当 該 以降 <i>0</i>	フ支出		,	5,44	- 定財源 5	テそ	の	他		_	
							令和7	年度			一般		. ^		5,445
旧社営林事業費		16	16,469	までの	前 年 度 末 までの支出 - (見 込)額	- 特定 財	県	文江	金債		_				
旧压口作于未负				10,403	以降の	ラ支出	令和6 ~ 令和7	,	16,46	源 9—	そ一般り	の 財源	他	10	6,469 —
						度 末 D 支出			_	特		支出	金		_
林道改良事業費				5,379	(見 ji	△)額				定財			債		_
				5,013	当 該 以降 Ø 予 気	ラ支出		,	5,37	源 9—	そ一般見	が別	他		
					までの				-	- 特定	国庫	支出			_
林道維持費	180		180,950	当該	込)額 : 年 度	令和6	年度		定財源	県そ	の	债	18	- 0,950	
					以降ℓ	フ支出	~ 令和7	,	180,95	0	一般	財源			_

事	項	限	度	額	区	分	期	間	金	額	左	· の	財	源	内	訳
治山事業費			千円	までの	度 末 り支出 込)額				千円 一	特定品	国庫		金債		千円 - 24,000	
	中	46,42		46,420	以降の	年 度 り支出 を 額	令和6年度 ~ 令和7年度			46,420	財源		の	他	22,42	
水源林整備事業費	262,509		22 E00	前 年 まで (見 i	度 末り支出込)額			_		特定財	国庫県		金 債		_	
	用争采其	美賀 262,50	·	以降の	年 度 り支出 を 額	令和(令和 ⁷	_		262,509	源	,	その他		262,509		

14 令和6年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(新規設定)

事 項	限	度	額	区	分	期	間	金	額	左	. O	財	源	内	訳		
★·↓↓·──□▽□─★·			千円	までの	度 末 の支出 込)額				千円 —	特定財	国庫県	重支出	金債		千円 一 —		
森林環境調査費			20,000	以降の	カ支出	令和6 ~ 令和7	-		20,000	源	そ繰起	その他			20,000 —		
丹沢大山保全・再 生対策事業費				までの	度 末 の支出 込)額				_	特定財	国庫県	支出	金債		_		
		14,500	以降の	り支出	令和6 ~ 令和7	-		14,500	源	そ繰起	の基金	他	1	4,500 —			
		95,2		までの	度 末 の支出 込)額				_	特定財	国庫県	支出	金債		_		
水源林整備事業費			95,218	以降の	の支出	令和6 ~ 令和7	,		95,218	源	そ繰越	の登金	他	9	5,218 —		
水源林土壌保全対策事業費				までの	度 末の支出				_	特定		支出	金債		_		
	230,843	当該以降の	年 度 の 支 出	令和6 ~	,		230,843	財源	県そ	Ø	他	23	0,843				
						令和7	年度			繰起	金			_			

【議案(条例その他 その4) 定県第107号議案】

15 神奈川県こども目線の施策推進条例の概要

(1) 制定の趣旨

こども基本法の趣旨等を踏まえ、こども目線の施策を推進するため、県、事業者及び県民の責務等に関し、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア前文

条例制定に至った経緯、制定の理念等

- イ総則的な事項
 - (ア) 目的、定義、基本理念(第1条~第3条関係)
 - (イ) 県の責務、市町村との連携等(第4条及び第5条関係)
 - (ウ) こども・子育て支援機関等、事業者及び県民の責務(第6条~第8条関係)
- ウ 基本的施策に関する事項
 - (ア) こどもの意見表明等の機会の確保(第9条関係)
 - (イ) 基本計画(第10条関係)
 - (ウ) 生命の尊厳、安全な生活等のための教育の充実(第11条関係)
 - (エ) いじめ、児童虐待の防止等(第12条~第15条関係)
 - (オ) こどもの社会的な自立のための支援(第16条関係)
 - (t) こどもの居場所づくり (第17条関係)
- (キ) 不登校、ひきこもり状態及び孤独・孤立の状態にあるこども等に 対する支援(第18条~第20条関係)
- (ク) 貧困の状況にあるこどもに対する支援(第21条関係)
- (ケ) ヤングケアラーに対する支援(第22条関係)
- (3) 医療的ケア児その他心身の機能の障害があるこども等に対する支援(第23条関係)
- (サ) 母子等に係る保健及び医療に係る取組に対する支援(第24条関係)
- (シ) 子育て家庭に対する支援等(第25条及び第26条関係)
- (ス) 推進体制の整備(第27条関係)
- (セ) 人材の確保、育成等(第28条関係)
- (ツ) 子育て支援に取り組む事業者の認証(第29条関係)
- (タ) 表彰 (第30条関係)
- (チ) かながわこども・子育て支援月間(第31条関係)

- (ツ) 調査研究(第32条関係)
- (デ) 財政上の措置(第33条関係)
- エ 神奈川県子ども・子育て支援推進条例(平成19年神奈川県条例第6号。以下「旧条例」という。)を廃止する。(附則第2項関係)
- (3) 施行期日及び経過措置
 - ア 施行期日 令和7年4月1日
 - イ 経過措置

この条例の施行の際現に旧条例第16条第1項の認証を受けている事業者は、第29条第1項の認証を受けている事業者とみなす。

【議案(条例その他 その4) 定県第114号議案】

16 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する府令の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

給付金として支払を受けた金銭の管理を行う施設に母子生活支援施設 を追加する。(第16条関係)

(3) 施行期日公布の日

【議案(条例その他 その4) 定県第115号議案】

17 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の概要

(1) 改正の趣旨

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 救護施設において個別支援計画を作成する規定を追加する。(改正後の第18条第6項関係)
- イ 更生施設における更生計画に関する規定を改正する。(第23条第1項及び第2項関係、第24条第1項関係)
- (3) 施行期日 公布の日

18 令和6年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【健康医療局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事	項	限	度	額	区	分	期	間	金	額	左	(D	財	源	内	訳
総合リハビリテー ションセンター指 定管理費	千円			前 年 まで <i>0</i>	度末				千円	特	国庫	支出金	Š	23	手円 3,878	
			5,693,342	(見)						定財	県	侵	Í		_	
	0,000,042			年 度		6年度		5,693,342	源	その他		1	4	3,954		
							令和	9年度		0,000,012	-	一般財源			5,415,510	

【議案(条例その他 その4) 定県第116号議案】

19 神奈川県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川リハビリテーション病院を紹介受診重点医療機関に位置付けることに伴い、利用料金の改定を行うため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 非紹介患者の初診

国の規則に基づく告示で規定する額に基づき、非紹介患者の初診に 係る「特別の料金」を改定する。(別表第1関係)

イ 紹介済患者の再診

国の規則に基づく告示で規定する額に基づき、紹介済患者の再診に 係る「特別の料金」を新たに規定する。(別表第1関係)

(3) 施行期日

令和7年4月1日

【議案(条例その他 その4) 定県第124号議案】

- 20 平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事(建築-第1工区)請負契約 変更の内容
 - (1) 工 事 名 称 平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事(建築 -第1工区)
 - (2) 工 事 場 所 秦野市寿町2240番3
 - (3) 請負契約者名 株式会社エス・ケイ・ディ 代表取締役 長谷川 辰 巳
 - (4) 変 更 の 理 由 工期延長による現場管理費等の増に伴い、工事請 負契約を変更する。
 - (5) 変更の内容 請負契約金額(変更前) 6億3,219万7,940円(変更後) 7億2,485万7,100円

【議案(条例その他 その4) 定県第127号議案】

21 総合リハビリテーションセンターの指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施 設 の 名 称 総合リハビリテーションセンター

イ 変更前指定期間 平成28年4月1日から平成38年3月31日まで

ウ 変更後指定期間 平成28年4月1日から令和10年3月31日まで

22 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標の概要

(1) 趣旨

県が地方独立行政法人神奈川県立病院機構(以下「病院機構」という。)に指示する「地方独立行政法人神奈川県立病院機構第三期中期目標」(令和2年度~令和6年度)について目標期間が終了するため、令和7年度を初年度とする第四期中期目標を定める。

(2) 内容

ア 長期ビジョン

策定趣旨

高齢化の進行に伴う複合的医療提供体制の需要拡大やデジタル 社会の本格化といった大きな社会変化と医療需要の変化が見込まれ る状況下で、長期的視点による社会や医療需要の変化を見据えて、 計画的に取り組むことが重要であることから、第四期中期目標では 10年程度先の方向性を示す長期ビジョンを策定し、そのうちの前期 5年間で具体的に取り組む事項について中期目標として定める。

- (ア) 本県の目指す医療提供体制と求められる県立病院の役割
 - a 本県の目指す医療提供体制

県は、総合的な保健医療施策を示した神奈川県保健医療計画を策定し、県民の生涯を通じた健康の確保や安心したくらしの 重要な基盤となる保健医療提供体制の整備に努めている。

b 県立病院の役割

引き続き県立病院としての役割を担うとともに、医療DXを 推進し病院間の連携による広域での医療提供、大規模災害・感 染症パンデミック等におけるフラッグシップ機能など、県内の 医療機関のフロントランナーとしての役割も果たす必要がある。

(イ) 県立病院の目指す姿

各県立病院がそれぞれの機能を高めるだけではなく、県立病院間の連携を強め、県立病院群としての機能強化を図っていくことが求められる。

a 県民に信頼される患者の安全確保と経営健全化 患者・家族目線に立った医療の提供、組織の統制・透明性の 確保、経営健全化に向けた取組等を推進する必要がある。 b 多様・複雑な併存疾患等への対応力の確保及びデジタル活用に よる広域の医療提供

多様・複雑な併存疾患や合併症に対応し、医療の効率的な提供を行うため、データ連携プラットフォームの構築等による基盤整備を行い、広域での医療提供体制を構築する必要がある。

c 大規模災害や感染症パンデミック等におけるフラッグシップ機 能の強化

大規模災害や感染症パンデミック等が発生した際には中心的な役割を果たし、他医療機関では実施困難な医療を提供するといったフラッグシップ機能を強化する必要がある。

d 専門機能病院と地域医療提供病院それぞれの役割とサービス提供のあり方の検討

10年程度先を見越した病院機能のあり方について、再編等も 視野に入れて検討する必要がある。

イ 中期目標

策定に当たって

第三期中期目標期間の課題として、新型コロナウイルス感染症対応については、専門病院における感染症対応の困難さが浮き彫りとなった。

また、こども医療センターでの医療事故を契機として外部調査委員会から指摘された、医療安全対策、患者・家族目線の対応及びガバナンスの課題について対応を進める必要があるとともに、病院設備からレジオネラ属菌が検出されたことなどを踏まえて、病院機構全体で適切な設備の維持管理や感染対策に取り組む必要がある。

さらに、令和5年度は総損失が20億円超となったことから、早急に抜本的な経営改善に取り組む必要があるとともに、医師確保や効率的かつ適正な働き方を前提とした医療の提供を行う必要がある。

第四期中期目標期間においては、引き続き県の医療政策における役割を着実に果たしつつ、これまで以上に法人の自律性・自主性を発揮して、PDCAサイクルが適切に機能する効果的な運営を行い、県民の信頼と期待に応える医療を継続して担うことのできる基盤を確立する。

(ア) 中期目標の期間

令和7年4月1日から同12年3月31日までの5年間とする。

(イ) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 事項

a 高度医療の提供

- (a) 各病院の機能の見直しとともに、医療 D X の基盤を整備し、 病院機構内の病院間での共同診療体制を構築すること。
- (b) 高度・専門医療の提供、地域医療の支援等を確実に行うため、医療従事者の確保・育成を図ること。また、多様な採用方法などにより、質の高い人材の確保に努めること。
- (c) ICTなどの最新・最先端の科学技術を効果的に導入・活用し、質の高い医療の提供に努めること。
- (d) 中長期的に成果が県民に還元される臨床研究等に取り組み、 その成果や情報を積極的かつ分かりやすく発信していくこと。
- (e) 地域の医療機関等との機能分化や連携強化をさらに進めること。また、介護・福祉等の関係機関との入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援等を含めた支援の強化を図ること。
- b 災害・感染症医療提供体制の充実・強化 県立病院群としてフラッグシップ機能を備えるために、県と 協力して検討すること。
 - (a) 災害発生時には、本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。また、県内外の大規模災害発生時に、災害派遣医療チーム (DMAT) 等の派遣や受援体制の強化など、積極的な準備と 取組を行うこと。
 - (b) 関係機関と連携し、感染症対応に係る医療提供体制を確保 すること。また、新興感染症等の発生時は、関係機関と連携し、 迅速な対応を図るとともに、積極的な病床確保に努めること。
- c 患者や家族、地域から信頼される質の高い医療
 - (a) 患者・家族、地域から信頼される医療の提供を行い、患者・家族目線に立ったインフォームド・コンセントの体制整備を推進すること。また、セカンドオピニオンを申し出しやすい環境の整備や、患者・市民参画の取組を推進すること。
 - (b) 診療内容等について県民に分かりやすく情報提供するとともに、ホームページ等を通じて積極的に情報発信すること。 なお、情報提供や情報発信に当たっては、情報バリアフリー に配慮すること。
 - (c) 患者安全教育を徹底し、医療安全文化を醸成すること。また、事故が発生した場合は、迅速かつ適切に検証し、再発防止に取り組むとともに、患者・家族には丁寧に対応すること。
 - (d) 信頼される病院づくりを進め、内外に発信するため、各病

院の取組状況を客観的に評価する制度等の活用に努めること。

d 各病院の主な機能と今後の方向性

長期的な視点のもと、各病院の機能や地域における役割について、継続的に検討を行うこと。

併存疾患等があり、自院での対応が困難な患者について、他 医療機関との連携等による体制整備に努めること。

(a) 足柄上病院

県西地域の中核的な総合病院として、周辺医療機関との役割分担に応じた医療の提供を行い、地域行政機関との連携を図ること。

再整備に当たっては、引き続き感染症医療、災害医療、回復期医療及び救急医療の機能を維持すること。

(b) こども医療センター

県内唯一の小児専門総合病院として、救急医療を含め、小児の高度・専門医療を担うこと。

成人移行期医療について、県立病院、他の医療機関及び関係機関と連携し、成人期を迎える患者の成長や発達に応じた 移行期支援に努めること。

(c) 精神医療センター

一般の精神科では対応困難な専門性の高い精神科医療を提供するとともに、身体合併症への対応の充実を図ること。

隔離・身体的拘束の最小化など、患者の安全と人権に配慮 した取組を推進すること。

(d) がんセンター

県内の医療機関と連携し、高度な医療の提供、医療技術の開発及びがん専門医療に係る研修等、本県のがん医療の質の向上を図ること。

併存疾患等のある患者や、他の医療機関で受入れが困難な がん患者に対応できる体制を整備すること。

(e) 循環器呼吸器病センター

高度・専門医療及び救急医療を提供すること。

併存疾患等のある患者に対応できる体制の充実を図ること。

(f) 各病院の病床数

地域の医療状況の変化に応じて適宜、見直すこと。

e 県の施策との連携・協働

県が推進する保健医療施策等の諸施策について、県と連携し

て取り組むこと。

県立障害者支援施設等における医師の確保について、県と連携して取り組むこと。

- (ウ) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - a 適正な業務の確保

コンプライアンスの推進等、適正な業務運営を推進し、より一層内部統制を強化すること。

病院から機構本部への重大事項等の報告基準等を明文化し、全職員と共有するとともに、病院から機構本部、機構本部から県への重大事項等の報告を徹底すること。

個人情報保護や情報セキュリティ対策の充実・強化を図ること。

b 業務運営の改善及び効率化~医療DXの推進~

医療安全、患者サービスの向上、職員の働き方改革、病院機構全体の連携に寄与し、経営改善にもつながる医療DXを推進すること。

c 収益の確保及び費用の節減 経営基盤の安定化に向けて、収益の確保と費用の節減に取り 組み、自律的な病院経営を目指すこと。

- (エ) 財務内容の改善に関する事項
 - a 経営基盤の確立について 次の経営目標の達成に努めること。
 - ・ 経常収支比率を100%以上
 - 修正医業収支比率は第三期を上回る
 - ・ 各年度において資金収支の均衡を達成
 - 繰越欠損金の縮減
 - b 運営費負担金等について

経営の健全化を図ることで、運営費負担金の縮減に努めること。中長期的な投資計画により、長期借入を行うこと。

- (オ) その他業務運営に関する重要事項
 - a 人事に関する事項

医師確保に係る県内外の連携協力体制の構築を図ること。

職員の能力開発を進めるとともに、タスクシェアやタスクシフトを含めた職場環境の改善を図り、職員の働き方改革の取組をさらに進めること。

b 施設管理及び施設整備・修繕に係る計画の検討 患者・家族が安全で安心して利用できるよう、設備の維持管 理を徹底すること。

c 情報の公表・公開について

明確な公表基準を作成し、公表に当たっては基準に則り適時適切に行い、積極的な情報の公表に努めること。

23 令和6年度一般会計11月補正予算歳出の事業【産業労働局関係】

- 8款 商工費 1項 商工総務費
 - ・ 浦島合同庁舎(仮称)整備費 44,000千円 浦島合同庁舎(仮称)の新築工事について、物価高騰の影響等に よる工事費の増額に対応するため、既設定の継続費を変更する。

24 令和6年度一般会計11月補正予算継続費について【産業労働局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の 見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変 更)

款			全	体	計		画		前年度	当 該	当該年度	翌 年 度	継続
項				左	この 財	源 内	訳	度末	末まで	年 度	末までの	以降の	費の 総額
	年度	区分	年割額	特	定 財	源		ナズの	の支出	± ц	支 出	± ш	に対 する
事 業 名	皮	>	1 1100	国庫	県 債	その他	一般財源	までの					進捗
			千円	支出金 千円	千円	千円	千円	支出額 千円		予 定 額 千円	予 定 額 千円	予定額千円	率 %
		補正前		十円		十円		十円	十円	干円	一十円	TH	70
8 商工費		の額	33, 000		19, 000		14, 000						
	5	補 正の額	_	_	_	_	_	_	29, 700	_	29, 700	_	1
1 商工総務費		補正後 の 額	33, 000	_	19, 000	_	14, 000						
		補正前 の 額	369, 000	24, 296	270, 000	_	74, 704						
浦島合同庁舎 (仮称)新築 工事費	6	補 正の額	44, 000	_	39, 000	_	5, 000	_	_	416, 300	416, 300	_	12
上尹 其		補正後 の 額	413, 000	24, 296	309, 000	_	79, 704						
		補正前 の 額	1, 252, 000	_	_	_	1, 252, 000	-					
	'	補正の額	104, 000	_	_	_	104, 000	_	_	_	_	1, 356, 000	_
		補正後の 額	1, 356, 000	_	_	_	1, 356, 000						
		補正前の額	1, 206, 000	_	_	_	1, 206, 000	-					
	0	補正の額	129, 000	_	_	_	129, 000	_	_	_	_	1, 335, 000	_
		補正後の額	1, 335, 000	_	_	_	1, 335, 000						
		補正前の 額	331,000	_	_	_	331, 000	=					
	9	補正の額	2,000	_	_	_	2,000	_	_	_	_	333, 000	_
		補正後の 額	333, 000	_	_	_	333, 000						
		補正前の 額	3, 191, 000	24, 296	289, 000	_	2, 877, 704	-					
		補正の額	279, 000	-	39, 000	_	240, 000	_	29, 700	416, 300	446,000	3, 024, 000	13
		補正後 の 額	3, 470, 000	24, 296	328, 000	_	3, 117, 704						

25 令和6年度11月補正予算公共事業等の内容【県土整備局関係】

(単位 千円、%) (一般会計) 6年度/5年度 和 6 区 分 6月現計予算額 11月補正予算額 11月現計予算額 11月現計 予算額比 В 道路橋りょう 33, 921, 697 33, 921, 697 117.4 Ш 岸 河 海 103.9 26, 852, 753 26, 852, 753 防 砂 9, 845, 274 9, 845, 274 125.2 湾 678, 790 678, 790 港 81.1 都 市 公 2,680,789 2,680,789 130.8 市街地再開発等 1,999,989 1,999,989 67.8 鉄 道 871, 331 871, 331 32.2 災 害 復 旧 1,020,000 1,020,000 100.0 国直轄事業負担金 12, 430, 000 12, 430, 000 100.0 一般会計計 90, 300, 623 90, 300, 623 106.7 (特別会計) 県営住宅事業会計 20, 196, 221 997, 274 21, 193, 495 200.9 (企業会計) 流域下水道事業会計 9, 283, 705 9, 283, 705 133.2 県土整備局計 119, 780, 549 997, 274 120, 777, 823 118.3

(事業内容)

○ 県営住宅の整備

県営団地の建替えについて、物価高騰の影響等による工事費の 増額に対応する。

上溝団地(相模原市中央区光が丘)

26 令和6年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	区分	期間	金額	左の財活	原内訳
	千円	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 一	特 定 財 債	1,509,000
道路補修費	1,677,000	当 該 年 度 以降の支出	令和6年度 ~	1,677,000	が その他	_
		予 定 額	令和7年度		一般財源	168,000
		前年度末までの支出		_	特 国庫支出金	_
道路災害防除事業	140,000	(見込)額			定財児債	126,000
費	140,000	当該年度	令和6年度	1.40.000	源その他	_
		以降の支出 予 定 額	~ 令和7年度	140,000	一般財源	14,000
		前年度末			特 国庫支出金	-
電線地中化促進事業費	32,000	までの支出(見込)額		_	定則傷	24,000
		当 該 年 度 以降の支出	令和6年度	32,000	源その他	_
			令和7年度	32,000	一般財源	8,000
		前年度末			ちゅう	_
交通安全施設等整	590,000	までの支出(見込)額		_	定 県 債	531,000
備費	590,000	当該年度	令和6年度	500,000	源その他	_
		以降の支出 予 定 額	~ 令和7年度	590,000	一般財源	59,000
		前年度末までの支出			特 国庫支出金	_
長り、こは仮典	210,000	(見込)額		_	定 県 債	279,000
橋りょう補修費	310,000	当該年度	令和6年度	210,000	源その他	_
		以降の支出 予 定 額	~ 令和7年度	310,000	一般財源	31,000
		前年度末			特 国庫支出金	
生吹骨坐牛	491 500	までの支出(見込)額		_	定 県 債	_
街路樹維持事業費	寺事業費 431,500	当該年度 以降の支出	度令和6年度		源その他	
			令和7年度	431,500	一般財源	431,500

事項	限度額	区分	期間	金額	左の財	原内訳
光吻龙中	千円	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 —	特 定 財 係	千円 253,200 884,000
道路改良費	1,237,000	以降の支出	令和6年度 ~ 令和7年度	1,237,000	源 その他 一般財源	99,800
		前年度末までの支出			特 国庫支出金	81,950
街路整備費	248,000	(見込)額			定則值	149,000
闪山正洲县	240,000	当該年度 以降の支出	令和6年度	248,000	源その他	_
			令和7年度	210,000	一般財源	17,050
		前年度末までの支出		_	特国庫支出金	_
河川環境整備事業 費	15,000	(見込)額 当該年度 以降の支出	込)額 年度令和6年度		定財源 債 その他	13,000
			令和7年度	15,000	一般財源	2,000
		前年度末までの支出		_	特国庫支出金	
河川修繕費	503,500	(見込)額			定 県 債	_
		以降の支出	令和6年度 ~ 令和7年度	503,500	その他	503,500
		前年度末までの支出		_	特 国庫支出金	_
水防情報基盤緊急	22,000	(見込)額			定 県 債	19,000
整備事業費	22,000	当該年度 以降の支出	令和6年度	22,000	源その他	_
		予 定 額	令和7年度	22,000	一般財源	3,000
		前年度末までの支出		_	特 国庫支出金	213,500
河川改修事業費	757,500	(見込)額	令和6年度		定財源を働いる。	489,000
		以降の支出	~ 令和7年度	757,500	一般財源	55,000
		前年度末			1 国庫支出金	2,000
河川再生事業費	6,000	までの支出(見込)額		_	定 県 債	3,000
	6,000	当 該 年 度 以降の支出	令和6年度 ~	6,000	源その他	_
			令和7年度	0,000	一般財源	1,000

事 項	限度額	区分	期間	金額	左の財源	原内訳
次山华岭曲	千円	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 —	特	千円 一 一
海岸補修費	35,000	以降の支出	令和6年度 ~ 令和7年度	35,000	源 その他 一般財源	35,000
		前年度末までの支出		_	特 国庫支出金	_
海岸高潮対策費	113,000	(見込)額			定 県 債	101,000
19/千间协约水县		当該年度 以降の支出	令和6年度	113,000	源その他	_
		予 定 額	令和7年度	113,000	一般財源	12,000
		前年度末までの支出		_	特国庫支出金	_
砂防林事業費	28,000	(見込)額			定 県 債	_
DIATITAL	20,000	当該年度 以降の支出	令和6年度	28,000	源その他	_
			令和7年度	20,000	一般財源	28,000
		前年度末までの支出		_	特 国庫支出金	_
砂防施設改良費	10,000	(見込)額			定 県 債	_
	,	当該年度 以降の支出	令和6年度	10,000	源その他	_
			令和7年度	10,000	一般財源	10,000
		前年度末までの支出		_	特 国庫支出金	_
砂防環境整備費	22,000	(見込)額			定 県 債	_
的例如正侧具	22,000	当 該 年 度 以降の支出	令和6年度	22,000	源その他	_
		予 定 額	令和7年度	22,000	一般財源	22,000
		前年度末までの支出			特 国庫支出金	_
防災砂防事業費	100,000	(見込)額			定 県 債	75,000
的外份的事未真	100,000	当該年度 以降の支出	令和6年度	100,000	源その他	_
			令和7年度	100,000	一般財源	25,000
		前年度末までの支出			特 国庫支出金	44,250
通常砂防事業費	98,000	(見込)額			定 県 債	30,000
	90,000	当 該 年 度 以降の支出	令和6年度	98,000	源その他	
			令和7年度	90,000	一般財源	23,750

事 項	限度額	区 分	期間	金額	左	この財	源	内 訳
	千円			千円				千円
		前年度末までの支出		_		国庫支出	金	14,000
地すべり対策事業	28,000	(見込)額			定財	県 化	責	12,000
費	20,000		令和6年度	90,000	源	そのイ	也	_
			令和7年度	28,000	-	一般財源		2,000
		前年度末までの支出			特	国庫支出	金	12,000
急傾斜地崩壊対策	610,800	(見込)額		_	定財	県 化	責	286,000
事業費	610,800	当該年度	令和6年度	C10 000	源	そのイ	也	309,680
		以降の支出 予 定 額	令和7年度	610,800	-	一般財源		3,120
		前年度末				国庫支出	金	_
\#\ <u>\</u>	05.494	までの支出(見込)額		_	特定財	県	責	_
港湾指定管理費	95,424	当該年度	令和6年度	0- 101	源	そのイ	也	
		以降の支出 予 定 額	~ 令和10年度	95,424	-	一般財源		95,424
		前年度末			特	国庫支出	金	_
W. 75 14 16 #		までの支出(見込)額		_	定財	県(責	
港湾補修費	57,000	当該年度	令和6年度	57,000	源	そのイ	也	
		以降の支出 予 定 額	~ 令和7年度	57,000	-	一般財源		57,000
		前年度末			特	国庫支出	金	_
八国散供弗	150 000	までの支出(見込)額		_	定財	県(責	108,000
公園整備費	150,000	当該年度	令和6年度	变		そのイ	也	
		以降の支出 予 定 額	~ 令和7年度	150,000	-	一般財源		42,000

【議案(予算 その3) 定県第101号議案】

27 令和6年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局関係】

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金額
9 土木費			612, 000
	1 土木管理費		60, 000
		土木用地等調査管理費	60, 000
	3 河川海岸費		510,000
		水防情報基盤緊急整備事業費	80, 000
		河川改修事業費	430, 000
	4 砂防費		32, 000
		通常砂防事業費	32, 000
	5 港湾費		10, 000
		港湾補修費	10, 000
県 土	整備局計		612, 000

28 令和6年度県営住宅事業会計11月補正予算の内容【県土整備局関係】

(1) 総 括

(歳 入)

(単位 千円)

	款	補正前の額	補正額	計		
1	県営住宅事業収入	35, 977, 302	997, 274	36, 974, 576		

(歳 出) (単位 千円)

				補正予算額の財源内訳					
款	補正前の額	補正額	計	特	定財	源			
办人	州北則の役	州业银	п	国 庫 支出金	県債	その他	繰越金		
1 県営住 宅事業費	35, 977, 302	997, 274	36, 974, 576	285, 053	685, 000	27, 221	_		

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目 名	補正前の額	補正額	計	説明
国庫補助金	6, 223, 056	285, 053	6, 508, 109	県営住宅整備事業費補助金
基金繰入金	424, 069	27, 221	451, 290	
県債	13, 903, 000	685, 000	14, 588, 000	

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目	名	補正前の額	補正額	計	説	明
住宅整	備費	20, 874, 702	997, 274	21, 871, 976	県営住宅整備事業費	

(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込み に関する調書

[<u>x</u>	分	前前年度現在	高	前年度末現7高 見 込 名	頂	当	該	当	該 年	度中込物	成見込み 当該年度中元 賃金償還見込額	
IEI 224	구·구·큠·쌍·스크		[38,953,	手円 819〕	(2,447,000 [38,368,999	(補)	E前の			13,9	千円 03,00	[4,557,167]	千円 [50,846,832]
県'宮1	主宅事業会計		50,450	,347			計	額			85,00 88,00	(4,557,167) 2,445,946	66,266,444
1	普通債		(38,747, 50,244		(2,447,000 (38,175,359 51,471,39)]	E前 <i>o</i> 正)額 額		-	03,00 85,00		[50,665,552] 66,060,444
						4±-	計 E前 <i>o</i>	つ額		14,5	88,00	(4,544,807) 0 2,445,946 (4,544,807)	
	(1) 土木		(38,747, 50,244		(2,447,000 (38,175,359 51,471,39)]	正	額			03,00 85,00		[50,665,552] 66,060,444
						補」	計 E前の)額		14,5	88,00 -		
2	災害復旧債		206	,000	(193,640 206,00		正 計	額			_	[12,360]	(181,280) 206,000
					[193,640		E前0					[12,360] —	[181,280]
	(1) 土木		206	,000	206,00		正計	額			<u>-</u>	[12,360] -	206,000

備考 1 ()内の金額は外書きで、次年度への繰越額を示す。 2 []は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

29 令和6年度県営住宅事業会計11月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事	項	限	度	額	区	分	期	間	金	額	左	· の	財	源	内	訳
				千円						千円						千円
					前年までの	度末				_	特	国庫	支出	金	296	5, 599
	営上溝団地特定		1 0'	37 668	(見 i						定財	県		債	713	3,000
事業費		1, 037, 668		年 度	令和6	年度		1, 037, 668	源	そ	の	他	28	3, 069		
					予気		令和9	年度		1, 037, 000	綽	越 金				_
					前年	度末				_	特	国庫	支出	金	157	7, 253
	含追浜第一団地		6	20 046	までの支出(見込)額						定財	県		債	467	7,000
特定事業費			630,946 当該年度		年度	令和6	年度		630, 946	源	そ	の	他	6	6, 693	
				以降の支出 予 定 額		令和7	年度			綽	. 越	金			_	

【議案(予算 その3) 定県第103号議案】

30 令和6年度県営住宅事業会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局関係】

(単位 千円)

	款		項	事		業	名	, 1	金	額
1	県営住宅事業費								1,662	2, 926
		1	住宅費						1,662	2, 926
				県営住宅整備事	業	ŧ			1,662	2, 926

【議案(条例その他 その4) 定県第117号議案】

31 宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、電子申請における宅地建物取引業の免許申請手数料を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 宅地建物取引業法の一部改正に伴う改正 宅地建物取引業者名簿等の閲覧に供する書類の範囲が見直されるこ とから、規定の整備を行う。(第1条関係)
- イ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う改正 電子申請に係る免許申請手数料及び免許更新申請手数料を新設する。 (別表関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日令和7年4月1日

イ 経過措置

この条例の施行の際現に申請を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

【議案(条例その他 その4) 定県第118号議案】

- 32 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要
 - (1) 改正の趣旨 湘南港の係留施設について、係留料を新設するなど、所要の改正を行うものである。
 - (2) 改正の内容
 - ア 湘南港において利用の承認を受けなければならない施設として、南 二号物揚場を規定する。(第4条関係)
 - イ 湘南港の南二号物揚場の係留料を新設する。 (別表第1関係)
 - ウ その他所要の規定の整備を行う。(別表第1関係)
 - (3) 施行期日 令和7年4月1日

33 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

建築基準法(以下「法」という。)の一部改正に伴い、建築物に関する確認申請等手数料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 法改正を踏まえ、防火規制を緩和するため、所要の改正を行う。 (第13条、第20条、第22条、第24条、第32条、第33条、第35条、第36 条、第43条、第49条、第50条、第51条の3、第54条及び第56条関係)
- イ 建築確認における審査項目が増えることから、申請手数料を改定する。(別表関係)
- ウ その他所要の規定の整備を行う。(第32条、第33条、第35条、第36 条、第43条、第51条の3、第52条の20、第57条の2、第59条及び別表 関係)

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年4月1日。ただし、(2)ウに関する一部の規定については 公布の日。

イ 経過措置

- (ア) この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る建築物に関する確認申請等手数料、建築物に関する完了検査申請等手数料及び建築物に関する中間検査申請等手数料については、なお従前の例による。
- (イ) 改正後の建築物エネルギー消費性能適合性判定対象建築物に関する完了検査申請等手数料の規定は、この条例の施行の日以後に申請書等を受理したものから適用する。
- (ウ) この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な お従前の例による。

【議案(条例その他 その4) 定県第126号議案】

34 真鶴港の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

港湾の設置及び管理等に関する条例第20条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

アが施設の名称 真鶴港

イ 指定管理者

(ア) 名称 真鶴町

(イ) 主たる事務所の所在地 足柄下郡真鶴町岩244番地の1

令和11年3月31日まで

【議案(条例その他 その4) 定県第128号議案】

35 訴訟の提起の概要

(1) 要旨

応急仮設住宅の不適正居住者に対し、建物等の明渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起するものである。

(2) 内容

ア 件 名 応急仮設住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求事件 イ 訴訟の相手方

ウ 請 求 内 容 応急仮設住宅等の明渡し及び損害賠償請求

(3) 経過

訴訟の相手方は、応急仮設住宅に不適正に居住し、県のこれまでの再 三にわたる明渡し請求にもかかわらず、当該住宅の居住等を継続してい るため、訴訟を提起するものである。

36 令和6年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限	度	額	区	分	期	間	金	額	左	<i>O</i>)財	源	内	訳														
			千円		度 末の支出				千円	特	国庫	重支出	金		千円														
学校施設長寿命任	í	ç	320,415		込)額					定財	県		債	24	0,000														
対策費			020,410		年 度の支出	令和(6年度		320,415	源	そ	の	他																
						令和7	7 年度		320,413		一般	財源		80,41															
									前年度末までの支出				_		特	国庫	支出	金											
高等学校施設整備	Ī	348,126	(見込)額						定財	県		債	32	7,000															
工事費			040,120	当 該	年度の支出	令和(6年度		348,126	源	そ	Ø	他																
						令和7	7 年度		340,120		一般	財源		2	1,126														
				前年					「年度末 での支出															特	国庫	重支出	金		
高等学校施設整備	Ī	FF 000		込)額					定財	県		債																	
工事関連費		55,000		当該以際の	年度	令和(6年度			源	そ	の	他		_														
				以降の支出 予 定 額		令和7	7 年度		55,000		一般	財源		5	5,000														

【議案(条例その他 その4) 定県第123号議案】

- 37 元野庭高校雨水地下貯留施設設置工事請負契約の内容
 - (1) 工事名称 元野庭高校雨水地下貯留施設設置工事
 - (2) 工事場所 横浜市港南区野庭町1660番地
 - (3) 請負契約者名 馬淵·新栄特定建設工事共同企業体 代表者 馬淵建設株式会社 代表取締役 馬 淵 圭 雄
 - (4) 請負契約金額 5億7,752万1,890円
 - (5) 工事着手年月日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条 の規定による議会の議決があった日から7日以内

38 令和6年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【警察本部関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事	項	限	度額	区	分	期	間	金	額	左	の	財	源	内	訳
			千円	前年	度末				千円	特	国庫	金			
警察施設各 費	各所営繕		979 141	までの (見 i	り支出				_	定財			債		
		273	273,141	当該以降の	年 度の支出	令和6	年度		273,141	源	そ	の	他		_
						令和7	年度		213,141	-	一般財源			19	99,141
				前年	度 末り支出				_	特	国庫	支出	金		_
交通安全点	施設整備		525,000	(見 i						定財	県		債	18	30,000
費		020,0		当該以降の	年 度り支出	令和6	年度		525,000	源	そ	の	他		_
							年度	525,000			一般則	才源		34	15,000

【議案(予算 その3) 定県第101号議案】

39 令和6年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【警察本部関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 警察費			52, 019
	1 警察管理費		52, 019
		警察施設各所営繕費	52, 019
警 察	本 部 計		52, 019

【議案(条例その他 その4) 定県第120号議案】

40 神奈川県警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県警察官に対して支給する被服の性別による区別を見直すなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 私服支給制度の廃止 私服捜査員への私服の支給制度を廃止する。(第2条第3項関係)

イ 支給品目の見直し

スカートの用途が少ない現状を踏まえ、支給品目からスカートを削除するなど、支給品目を見直す。(第3条第1項及び第2項関係)

ウ 貸与品の階級や性別による区別の見直し

階級や性別により一部の貸与品を貸与しないことができるとしていた規定を「職務の性質により必要がない者」に改める。(第5条第2項関係)

エ 休職者からの返納規定の削除 休職者から支給品及び貸与品を返納させる規定を削除する。(第7 条関係)

オ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日

公布の日

【議案(条例その他 その4) 定県第121号議案】

41 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

社会情勢の変化に伴い顕在化した新たな迷惑行為に対応するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 誘引行為及び客待ち行為に対する規制の強化

公共の場所等における接待を伴う飲食店等の誘引行為及び客待ち行為に対して、警察官による中止命令を行うことができる規定を新設する。(改正後の第9条第6項関係)

イ 売春類似行為の規制対象の拡大

公共の場所における売春類似行為を目的とした客引き行為、誘引行 為及び客待ち行為を性別に関係なく規制の対象とする。(第9条第1 項関係)

ウ 居酒屋、カラオケ店等に係る規制対象行為の新設 路上における居酒屋、カラオケ店等への客引き行為、誘引行為及び 客待ち行為を新たに規制対象に追加する。(改正後の第9条第5項関 係)

エ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日令和7年5月1日

イ 経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお 従前の例による。

【議案(条例その他 その4) 定県第122号議案】

- 42 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例の概要
 - (1) 改正の趣旨

道路交通法の一部改正等に伴い、特定免許情報記録手数料の新設等を するため、所要の改正を行うものである。

- (2) 改正の内容
 - ア 特定免許情報記録手数料の新設等

マイナンバーカードへの特定免許情報等の記録やオンライン更新時講習の導入に伴い、手数料の新設及び改正を行う。(別表第1関係)

イ 手数料額の改定

道路交通法施行令に規定されている手数料の標準額の見直しを踏ま え、手数料の額を改定する。(別表関係)

- ウ その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日及び経過措置
 - ア 施行期日令和7年3月24日
 - イ 経過措置

この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

43 令和6年度水道事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

事項	限度額			当該年度以義 務 発 生		左の	財 源	内 訳
# 'Q		期間	金額	期間	金額	企業債	長 期 借入金	自 己 資 金
取水及び浄水施設維 持運営費	^{千円} 78,353		千円	令和6年度 ~ 令和7年度	^{千円} 78,353	千円	千円 -	^{千円} 78,353
給水装置維持運営費	9,821		-	令和6年度 ~ 令和7年度	9,821	-	-	9,821
原水及び浄水設備整 備事業費	96,569		-	令和6年度 ~ 令和7年度	96,569	_	70,495	26,074
配水管網再構築事業費	445,938		-	令和6年度 ~ 令和7年度	445,938	325,535	-	120,403
水道施設耐震化事業 費	2,309,161		-	令和6年度 ~ 令和7年度	2,309,161	1,685,688	-	623,473
老朽配水管リフレッ シュ事業費	1,726,605		-	令和6年度 ~ 令和7年度	1,726,605	1,260,422	-	466,183
配水管等切回事業費	215,051		-	令和6年度 ~ 令和7年度	215,051	_	-	215,051
その他配水設備整備 事業費	183,524		-	令和6年度 ~ 令和7年度	183,524	_	133,973	49,551
業務設備整備事業費	53,693		_	令和6年度 ~ 令和7年度	53,693	_	39,196	14,497
大口径老朽管リフ レッシュ事業費	431,218		-	令和6年度 ~ 令和7年度	431,218	314,789	-	116,429

44 令和6年度電気事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年 義務		までの (見込		当該年度以義 務 発 生			の	財	源	内	訴	7
事 次		期	間	金	額	期間	金 額	負	担	金	自	己	資	金
	千円				千円		千円			千円				千円
相模貯水池堆砂対策事業費	1,126,829				_	令和6年度 ~ 令和7年度	1,126,829		93	4,142			192,	,687
相模貯水池管理事業費	3,300				-	令和6年度 ~ 令和7年度	3,300			1,542			1,	,758

45 令和6年度酒匂川総合開発事業会計11月補正予算債務負担行為について 【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

事	項	限度額	前年義務				当該母義 務					左	T))	財	源		内	訳	
 			期	間	金	額	期	間	金	額	Ξ	保	ダ	A	管	理	受	託	収	入
	保全対策事業	千円				千円				千円										千円
貯水池等保全 費		135,575				-	令和(令和)	5年度 ~ 7年度		5,575								-	135,	575